

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令要綱

第一 給油取扱所の定義に係る規定の整備

専ら給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所及び給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱うほか、次に掲げる作業を行う取扱所を給油取扱所と定義することとする。 (第三条関係)

- 一 給油設備からガソリンを容器に詰め替え、又は軽油を車両に固定された一定のタンクに注入する作業
- 二 固定した注油設備から灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された一定のタンクに注入する作業

第二 屋内貯蔵所の基準の特例の追加

蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所について、総務省令で、位置、構造及び設備の技術上の基準の特例を定めることができることとする。 (第十条関係)

第三 給油取扱所に設置できる建築物に係る規定の整備

給油取扱所に設置できる建築物を、給油その他の業務のための建築物（避難又は防火上支障がないと認められる総務省令で定める用途に供するものに限る。）とすること。（第十七条関係）

第四 消火設備の基準の特例の新設

蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所について、総務省令で、消火設備の技術上の基準の特例を定めることができることとすること。（第二十条関係）

第五 給油取扱所における危険物の取扱いの技術上の基準の見直し

一 給油取扱所の専用タンクに危険物を注入する場合において、総務省令で定める措置を講じたときは、当該専用タンクに接続する固定給油設備又は固定注油設備の使用を中止しなくてもよいこととすること。（第二十七条関係）

二 その他所要の改正を行うものとする。

第六 附則

一 この政令は、令和五年十二月二十七日から施行すること。ただし、第二から第四までの改正規定は、公布の日の翌日から施行すること。（附則第一項関係）

二 罰則に関する経過措置を定めること。

(附則第二項関係)